平成２８年（フ）第５３号
北海道旭川市東光13条２丁目４番２号　サンハイツ東光Ｂ101号室
債務者　伊藤　裕之
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５４号
神奈川県大和市深見2230番地９　リバーサイド深見201
債務者　皆木かほり
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８０号
神奈川県海老名市中新田４丁目８番８－１号
債務者　迫田喜代子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４００号
横浜市金沢区富岡西４丁目45番15号
債務者　筒井　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目４番５－302号ルードシス・メゾン
債務者　佐藤可奈子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６９号
横浜市南区浦舟町１丁目２番地８　メイクスデザイン横浜阪東橋1002号室
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８２号
東京都立川市柏町３丁目10番地の７めぞんぶらんしゅＢ棟105号
債務者　荒井　年男
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５６号
栃木県日光市花石町1931番地　市営住宅323号
債務者　久保　尚司
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６３号
横浜市神奈川区松見町４丁目943番地５　ライオンズマンション妙蓮寺第６－303号
債務者　時田　　香
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９号
東京都小金井市前原町５丁目８番39号サンハイム105
債務者　小和田進重
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第２７２号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地33　アーバンラフレ志賀19号棟107号室
破産者　長谷川邦彦
1　主文　当裁判所が平成28年３月18日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市北区志賀町４－60－33」とあるのを「名古屋市北区志賀町４丁目60番地33　アーバンラフレ志賀19号棟107号室」と更正する。
2　決定年月日　平成28年４月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１５６号
京都市左京区一乗寺西水干町32番地１センチュリーハイツコスモ１階Ｃ
破産者　株式会社アドライフコーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
福島県伊達郡桑折町字田植４番地の１
破産者　高玉配送株式会社
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
福岡県鞍手郡鞍手町弥生２丁目116番地２
破産者　有限会社アースランド
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１５７号
京都市左京区田中上大久保町７番地　高野口イヤルハイツ402
破産者　山内　啓史
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係